

令和元年度 補正予算の概要

(令和元年12月5日追加補正)

令和元年度一般会計 12 月 5 日追加補正予算の概要

議案第 79 号

令和元年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）

- ・ 今回の補正予算は
- 1 点目に、被災住宅復旧緊急支援事業
- 2 点目に、定住化促進住宅補助金を計上します。

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は 2,177 万 5 千円の増額で補正後の予算総額は、401 億 1,188 万 9 千円となります。

一般会計 12 月 5 日追加補正額				単位：千円
区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
21,775	12,080	0	0	9,695

2. 歳入補正の内容

① 国・県支出金

被災住宅復旧緊急支援事業に伴う国・県補助金 1,208 万円

【内訳】

- ・ 防災・安全交付金（国） 480 万円
- ・ 被災住宅復旧緊急支援事業補助金（県） 728 万円

② 一般財源

財政調整基金繰入金 12 月 5 日追加補正の財源調整による 969 万 5 千円増

単位：千円

基金	補正前残高	補正額	補正後残高
財政調整基金	1,387,839	9,695	1,378,144

3. 歳出補正の内容

1 点目に、台風 15 号により被災された方々の生活の安定を図るため、被災された住宅の復旧に対して、被災住宅復旧緊急支援事業補助金 1,510 万円を計上し、支援を行います。

令和元年 9 月 8 日に発生した台風 15 号により被災された方々が住宅を復旧するにあたり、日常生活に最低限必要な屋根改修工事や破損したガラスの交換などの応急修理工事について、工事費の一部を補助します。

- ・補助対象：自己又は親族が所有し、居住する住宅の半壊及び一部損壊の住宅の復旧工事費（取手市は被災による半壊住宅はなし）
- ・補助率：復旧工事費の1/5（上限50万円/戸）
- ・負担割合：屋根改修工事 国5/10、県3/10、市2/10
 応急修理工事 県8/10、市2/10

		制度内容	積算(※)
①防災・安全交付金対象分 【屋根改修工事】		補助率1/5・上限50万円 割合…国5：県3：市2	48戸×20万円＝960万円
②防災・安全交付金 対象外分 【応急修理工事】	損壊大	補助率1/5・上限50万円 割合…県8：市2	12戸×20万円＝240万円
	損壊小		31戸×10万円＝310万円

※予算積算上は、県からの通知に基づき、工事費を100万円(損壊度小は50万円)と見込む。また、総件数91件のうち、実際に罹災証明書を発行済みのものは63件。

本件については、11月19日の茨城県臨時議会の議決により事業化され、市町村で12月中に予算化する必要があることから、追加議案として上程するものです。

2点目に、定住化促進住宅補助金を667万5千円増額します。

令和元年10月1日からの消費税率引上げに伴う駆け込み需要や、とりで住ま入る（スマイル）支援プランの周知が進んだことにより、支援制度を活用する方が増加したため、増額します。

ア、住宅取得補助の増 630万円増(14件増)

イ、住宅リノベーション補助の増 37万5千円増(2件増)

本件については、消費税率引上げに伴う住宅の駆け込み需要に係る補助金申請が10月以降に急増しており、予算に不足が見込まれることから、追加議案として上程するものです。